

政党助成法を廃止する法律案要綱

第一 政党助成法の廃止

政党助成法は、廃止すること。 (本則関係)

第二 施行期日その他

一 この法律は、平成十五年一月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行前に交付された政党交付金については、廃止前の政党助成法の規定は、なお効力を有することとするほか所要の経過措置を設けること。 (附則第二条及び第三条関係)

三 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の題名を政党に対する法人格の付与に関する法律に改めるほか、これに伴う所要の改正を行うこと。 (附則第四条関係)

四 その他所要の規定を整備すること。 (附則第五条から第七条まで関係)